

事務連絡

平成22年4月22日

高等検察庁次席検事 殿

地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁総務部長 酒井邦彦

「検察庁における記者会見について（通知）」の実施上の指針について
標記の件について、本日付け最高検企第103号当職通知を発出しましたが、
その実施上の指針については下記のとおりですので、連絡します。

記

1 地方検察庁について

(1) 実施する記者会見等

地方検察庁においては、以下の記者会見等を実施し、これらについては記者クラブに所属していない記者についても参加等を認めることとされたい。

ア 定例記者会見

次席検事が、各庁の実情に応じて、毎週又は2週間に1回程度の頻度で、原則として同一曜日・同一時間帯に定例記者会見を実施する。

会見内容は、検察として発表する事項があればこれを行い、特段の発表案件がない場合でも実施し、適宜、質疑応答を行う。

イ 臨時記者会見

社会の耳目を集めるような重大事件の着手・起訴・判決等があった場合等において、検察として会見を行う必要があると判断した場合に、次席検事（又は庁によっては担当部長）が、臨時記者会見を実施し、事案の発表及び質疑応答を行う。

ただし、上記のような場合に必ず臨時記者会見を実施しなければならないというものではなく、事案の重大性・速報性等を考慮した上で、定例記者会見の機会に当該事案等について併せて発表等を行っても構わない。

ウ 臨時記者会見に代わる公表ペーパーの配布

報道機関等が事件着手・起訴等の情報を必要とすると思われる事件ではあるが、臨時記者会見を開くまでもないと判断されるものについては、臨時記者会見に代えて、概要を記載した公表ペーパーを配布する。

(2) 記者会見等への参加対象者

上記(1)の記者会見等に参加等を認める対象者については、①記者クラブが選定した記者とする、②各庁において基準を定めるなどの方式が考えられるところ、各庁の実情に応じて定めることとされたい。なお、後者的方式による場合には、別紙基準案を参考にされたい。

(3) 記者会見等への参加手続等

上記(2)の参加対象者に対する記者会見等の参加の登録方法や開催連絡方法等の参加手続等に関する事項については、各庁の実情に応じて定めることとされたい。

(4) 記者クラブとの協議

各庁において、上記(2)及び(3)について定めるに当たっては、各地の記者クラブと協議し、その意見をも踏まえて各庁の実情に沿った適切な方式・手続を定められたい。

2 高等検察庁について

高等検察庁においても、上記1(1)イの臨時記者会見又は(1)ウの臨時記者会見に代わる公表ペーパーの配布を実施することが考えられるが、その場合においては、上記1(2)ないし(4)と同様とする。

別 紙

記者会見への参加対象者（基準案）

司法記者クラブ所属の記者のほか、下記会員社（①～⑥）に所属する記者又は⑦⑧に該当する記者で、事前に登録をした者（各会員社の登録者は3名まで）。

- ① (社) 日本新聞協会会員社
- ② (社) 日本専門新聞協会会員社
- ③ (社) 日本地方新聞協会会員社
- ④ (社) 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ (社) 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有する者
- ⑧ 以上のか、上記①～⑦に該当しない記者で、上記の企業団体が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有する者